

旧寺尾南小学校の活用事業者募集！



自然豊かな寺尾地区の、旧寺尾南小学校の建物や敷地を活かして事業を展開してみませんか？
市では、旧寺尾南小学校を活用した事業提案を募集しています。

- 対象物件** 旧寺尾南小学校（栃木市尻内町 680 番 1）敷地面積 7,740㎡
※敷地内にあるすべてのものを現状で貸し付けます。
※校舎および敷地の一部が、土砂災害警戒区域に含まれています。
 - 選定方法** 提案の内容をプロポーザル方式にて審査し、選考のうえ優先交渉権者を決定します。
 - 賃貸借料** 提案資料の中で、賃貸借料についても提案ください。
無償での提案も受け付けます。
 - 応募登録受付** 令和2年1月8日（水）～1月24日（金）
 - 応募書類提出** 令和2年2月3日（月）～2月14日（金）
- ※詳細は市ホームページまたは問合先へ。

問合先 総合政策課 ☎(21) 2302



祖父母の孫育て

孫は目に入れても痛くないものですが、孫のためによかれと思うことも、親世代と祖父母世代では子育ての考え方や方法が違い、戸惑うことも多いようです。今の子育てについて調べてみました。

- 皮膚のバリア機能を保つため、出産後すぐの沐浴はせず拭くのみ
- 抱き癖は気にせずたっぷり。だっこは自己肯定感、人への信頼感が育つなど心の成長に大切。
- 乳幼児突然死症候群予防のため、うつぶせ寝ではなく、あおむけで寝かせる。
- 離乳食の開始時期はゆっくり。虫歯予防のため、かみ砕いて与えない。
- 歩行器は使用しない。 など

時代が変われば育児の方法も変わりますが、子どもに対する愛情は不変のもの、親も祖父母も願うは子どもの健やかな成長と幸せです。親世代は祖父母世代に『毎日頑張っているねと私（親）をほめてくれた』『私（親）の気付いていない子どものいいところを見つけて教えてくれた』ことに感謝しています。子育ての主役は親であり、祖父母はサポーターです。大切なのは、お互いに今と昔の子育ての違いを知り、コミュニケーションをとること、お互いの思いやりの中で子どもを育てていくことではないでしょうか。

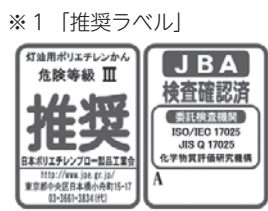
祖父母の皆様、自分の生活や体を大切にしながら、楽しい孫育てを！
生涯学習課 ☎(21) 2490



ポリエチレン灯油かんの交換の目安は5年！

冬季は暖房機器用燃料に灯油の使用が増加します。季節の変わり目に、突然寒くなったからと暖房器具を出して、長期間ポリエチレン灯油かんに残っていた灯油を使うのは危険です。使い残した変質した灯油を使用すると異常燃焼や消火不良の発生から、火災等の事故につながります。安全・安心に暖房機器を使用するために、ポリエチレン灯油かんで灯油を正しく保管する時の注意点は次のとおりです。

- 購入時**
 - ・灯油かんに「推奨ラベル」(※1) が貼ってある または JIS 規格に準拠した各種試験に合格した旨の記載があるか確認
 - ・灯油かんに刻印された製造年月の確認 (※2)



- 灯油を入れる前**
 - ・灯油かんのなか「空」であるか、栓の内側にパッキンがついているか確認
 - ・容量を確認し、灯油以外は絶対に入れない

- 灯油を入れた後**
 - ・栓の締め忘れが無い確認し、灯油かんから直接暖房機器等へ給油しない
 - ・引火防止のため、灯油かんは火気から2メートル以上離す

※2 灯油かんに製造年月日が表示されています。下の表記は2014年3月製造を示しています。



- 保管**
 - ・灯油が入った灯油かんは積み重ねしない
 - ・ベランダなどは避け、日光が当たらない冷暗所で保管
 - ・シーズンオフは灯油かんの中身を「空」にする
 - ・製造後5年を目安に新しい灯油かんに交換する
- 色あせやひび割れ等がある時は5年未満でも使用せず、中身の灯油を「空」にして自治体のルールに従って廃棄処分しましょう。

消費生活センター ☎(23) 8899 / FAX (23) 8820

検診案内等封筒の広告募集

- 令和2年度検診に関する通知用封筒に掲載する広告を募集します。
- 作成予定数** ①角形2号 70,000枚 ②長形3号 40,000枚
- 使用予定** ①角形2号 令和2年5月「けんしんガイドブック・パスポート」
※市内全戸に配布されます
②長形3号 検診申込者への案内送付、検診受診者への結果送付
- 広告サイズ** ①角形2号 縦70mm×横100mm
②長形3号 縦45mm×横80mm
- 掲載位置** 封筒裏面 モノクロ
- 募集枠数** ①角形2号 2枠×3段の計6枠
②長形3号 2枠×2段の計4枠
- 掲載料金** ①角形2号 80,000円/1枠
②長形3号 30,000円/1枠
- 申込方法** 広告掲載申込書(市ホームページに掲載)に必要な事項を記入のうえ、広告原稿を添えて、栃木保健福祉センターへ直接または郵送にてご提出ください。令和2年1月20日(月)必着。

※申込多数の場合、市内の事業者が優先となります。それでも同順位であった場合は、抽選により決定します。

問合先 健康増進課(栃木保健福祉センター内) ☎(25) 3511

「働く婦人の家」の廃止

昭和46年10月の市民会館の開館以来、長年にわたり多くの皆様にご利用いただきました「働く婦人の家」は、施設の老朽化や、利用者の減少、他の公共施設の充実により、令和2年3月末日をもって、廃止します。

長らくのご利用、ありがとうございました。

問合先 商工振興課 ☎(21)2371

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 1月分:12/2(月)~ 2月分:1/6(月)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)。	12月13日(金)、27日(金) 1月10日(金)、24日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
	1月16日(木) 10時~12時	大平隣保館2階 相談室 ☎(43)6611 FAX 0120-46-7830
	12月16日(月) 10時~12時	藤岡公民館1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	12月24日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	1月28日(火) 10時~12時	西方総合支所1階 会議室 西方市民生活課 ☎(92)0308
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	12月3日(火)、17日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
	12月20日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月~金曜日 9時~16時	入舟庁舎/消費生活センター ☎(23)8899 FAX (23)8820
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	12月10日(火)、◆24日(火) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
	1月16日(木) 10時~12時	大平総合支所1階 相談室 大平市民生活課 ☎(43)9211
	◆12月11日(水) 10時~12時	藤岡公民館1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	12月24日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室 都賀市民生活課 ☎(29)1124
人権相談	◆1月28日(火) 13時30分~15時30分	西方公民館2階 小会議室 西方市民生活課 ☎(92)0308
	12月19日(木) 13時30分~15時30分	岩舟総合支所1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9時~16時	大平隣保館 ☎(43)6611 FAX 0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
いじめ相談電話	月~金曜日 9時~17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎/青少年育成センター ☎(24)0667 FAX (21)2690
青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎/青少年育成センター ☎(23)6566 FAX (21)2690
家庭児童相談(0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
児童虐待相談	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2226 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月~金曜日 9時~16時	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2229
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/障がい児者相談支援センター (障がい福祉課内) ☎(21)2219 FAX (21)2682
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時~21時 ※祝日除く 第1・3土曜日17時~21時 第2・4月曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21) 2245・2246
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	12月13日(金) 10時~11時30分	本庁舎1階市民スペース/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2171・2246